

平成24年第2回紀の川市議会定例会 第2日

平成24年 6月7日(木曜日) 開議 午前 9時29分
延会 午後 1時57分

◎議事日程(第2号)

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程(第2号)のとおり

○出席議員(23名)

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員(1名)

3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	橋口順
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	吉田靖	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	歌英樹	建設部長	阪口政弘
国体対策局長	岩原晃	水道部長	今井辰巳
会計管理者	武田雅明	農業委員会事務局長	立具秀敏
教育長	松下裕	教育部長	西田好宏
総務部財政課長	森本浩行		

○議会事務局職員

事務局長	永 田 博 敏	次長兼議事調査課長	藤 井 節 子
議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃	議事調査課係長	田 中 啓 吾

（開議 午前 9時29分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第2回紀の川市議会定例会2日目の会議を開きます。

なお、3番 原 延治議員より風邪引き治療のため、本日の会議を欠席したい旨、届け出がありましたので、御報告いたします。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（西川泰弘君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、6番 阪中 晃君の一般質問を許可します。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

そして、中村慎司市長、60歳の誕生日おめでとうございます。十分体に注意をしていただいて、紀の川市のため、そして紀の川市民のために御尽力を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、阪中 晃、一般質問を行わせていただきます。

私は、長期総合計画の後期基本計画についてということと、学力向上のための小・中学校の施策について、大きくこの2つのことから一般質問をさせていただきます。

まず、長期計画の後期基本計画についてでございますけれども、私、2月に議員の皆さん方と一緒に濟州特別自治道の西帰浦市に表敬訪問をさせていただきました。たまたまですけど、私は那賀青年会議所のメンバーで今はOBですけれども、那賀青年会議所は今、濟州市と姉妹提携として44年くらいになると思いますけれども、そういう行ったり来たりのことがございまして、私も30何年前から濟州市には行ったり来たりをし続けてきている者でございます。

そこで、私は濟州島へ行くたびにすごいなすごいなと思うわけです。空港が変わってたり、そして道が新しくついたり、ホテルがどんどん建っていく。昔は西帰浦市なんかはほんまに田舎のところでございました。何でなんだろうと。また、韓国は10年ほど前ですか、国が破綻状態になり、日本にお金を借りに来て、ノーと言われたんでIMFからお金を借りたという国であります。そして、私が30年ほど前に行かしてもろうた時は1万円をかえると8万ウォンぐらいが返ってくるという状態でございますけれども、先般行ってきましたら、1万円で14万ウォン以上が返ってくると。貨幣価値でいうと、半分になっている国が何であんなに発展するんだらうと。私が見たんが濟州だけですけれども。こう

いうふうに考えております。

この2月の視察の中で、表敬訪問の中で、日本の領事館に行かしてもらいました。日本の領事館の館長さんというんですか、その人は説明の中で、今、濟州特別自治道には日本人客が大体17万人ぐらい、そして韓国の本土からは200万人ぐらい、そして今この何年かは中国人が50万人来るようになったんだということを言っておられました。この数字は去年1年間の数字でございますけれども。「すごいな、やっぱり人が来てもらわないとその場所は発展せんのだな。」ということを私は強力に頭に入れられたところであります。

紀の川市にも、資料によりますとめっけもん広場に1年間ですけれども、これもアバウトですけれども84万人が来てると。粉河寺は22万8,000人、長田の観音は9万6,000人ほど、貴志川観光物産センターは7万8,000人ほど、神通温泉は1万5,000人ほど、イチゴ狩りは1万4,000人ほど、青洲の里は1万4,000人ほど、ハイランドパークは2,000人ほどと、こういうふうに紀の川市以外の方が紀の川市を訪れてる人があるというデータも上がっておりますけれども。

私は12月の一般質問でしましたけれども、やはり平成28年度からの予算では相当厳しいものがある中で、紀の川市を発展させていくには市外の人にかに来てもらって、お金を落としてもらおうかということを考えなくちゃならないんじゃないかなと。こう痛切に思うわけでございます。

長期総合計画の後期基本計画というのを、もうじき作り出すようになっていくと思えます。長期総合計画の本部は、政策調整課を中心として本部会、作成委員会とか策定作業班とかと分かれながら、長期総合計画本部という中でつくられたのを市民の方々にパブリックコメントなんかをいただきながら、長期総合計画の審議会を通して市長に答申していくわけでございますけれども。その長期総合計画の中に、紀の川市以外の人にももっともって来てもらうということを、大きな柱の一つに据えてみてはどうかと思うわけでございます。

私は、長期総合計画の審議会の外から見守るしかないという中で、議会の一般質問の中でこういう質問が出たということを中心に大きく反映していただきたいなと思いを込めて、一般質問をさせていただきました。その中で、企画部長、どのようにお考えなのかということをお尋ねを申し上げます。

2つ目に学力向上のための小・中学校の施策についてということでございます。

私はたまたま、この4月からですけれどもずーっといろいろ、今日までの間、たまたま市会議員という立場と小学校2年の子どもをもつという立場の中で、ある程度、ちょこちょことした情報は入ってきます。しかし、教育委員会がどういうことをしてるかということが、言葉がきついかもわかりませんが、全く入ってこないという状態でございます。

これは地方紙でございますけれども、和歌山市は若い教員の指導員のために退職校長8

人に採用3年4年めの教員の授業力を向上させようと、和歌山市教育委員会は7日、退職した元校長8人に研修指導員を委託したということが載っております。また、和歌山市教育委員会は平成24年度、市教育研究学校指定校の交付式を行い、市内の小中学校延べ22校が新たに指定を受けたという、和歌山県の和歌山市、だんとつに大きい県庁所在地の市でございますので、こういうふうに乗るんかもわかりませんが。

紀の川市は全く載らないし、僕の情報収集が少ないがためかもわかりませんが、余りにも発信してないんじゃないかなということで、教育長にどういことをやっておられるのかということをもまず1回めにお聞きしたいと思いますので、よろしく願います。
○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 橋口 順君。

○企画部長（橋口 順君）（登壇） おはようございます。

阪中議員の長期総合計画についての御質問にお答えをさせていただきます。

紀の川市は自然環境に恵まれ、百合山や龍門山のハイキングコース、細野溪流キャンプ場、あるいはハンググライダーなどのスカイスports、また蛍観賞など自然を感じられるポイントがたくさんあります。また、温暖な気候が生み出す四季折々の多種多様な農産物がめっけもん広場などで販売されています。さらに桃山まつり、粉河まつり、市民まつり、青洲まつりでも多くの方が訪れます。

議員御指摘のとおり、このような紀の川市の魅力を積極的に市内外にPRして、さらに来訪者の増加を図り、市の活性化に結びつけていくということは大変重要な視点であり、また最も重要な課題であると考えます。

今年度は、平成20年度に策定いたしました第1次紀の川市長期総合計画前期基本計画の5年間の最終年度となるため、昨年度より後期基本計画の策定を進めております。

基本計画の中でも、観光の振興は重点施策として設定されております。紀の川市の魅力を高めていくことは観光だけにとどまらず、自然環境の保全、商業の活性化、農業の振興、文化財の保護など関連する重点施策の展開も合わせて必要なことであると考えます。そのため、このような施策を推進する上において、まず第一にこれらの事業、イベント等を市内外の方々に十分知っていただいて興味を持っていただくことが重要であります。

今後、さらに広報紙やホームページ、あるいは報道機関の御協力をいただきながら、紀の川市の魅力を積極的にPRする機会をふやしてまいりたいと考えております。

○議長（西川泰弘君） 教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（登壇） 改めまして、おはようございます。議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

本年度、紀の川市教育委員会では「一校一挑戦 ～改革から挑戦へ～」と大きなテーマを掲げて取り組んでおります。今ある学校の課題を明らかにし、目指すべき目標を設定して、学校全体として組織的、具体的にどのように取り組みを進めていくのかという共通理解を持ち、すべての教職員が一人一挑戦を進める気概を持って、教育に携わっております。

各校の学校力を結集し、今まで何もなかった「無」から新たな校風や学校文化、学校教育実践の「有」への創造を目指し、学校教育それぞれの学校の特色を生かしながら、現在、取り組みを進めているところでございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（質問席） ありがとうございます。

1つ目の質問に関しては、2回3回もしませんので市長に答弁をお願いしたいと思いません。

私、産建の委員長を仰せつかった後、華岡青洲の評議員会に出させていただきます。私、そこで一言言いわしてもらおうたんですけれども、那賀町の華岡青洲であればどういう動きをするか。そして紀の川市の華岡青洲になったら、紀の川市の小・中学校卒業までに一回華岡青洲の春林軒に来る。そして、和医大の看護学校や医大生に来てもらうというルートをしました。私は解体新書を書いた杉田玄白や前野良沢に向こうを張った青洲先生でございます。やはり、もっと大きく近畿の華岡青洲ぐらいでとりあえず物事を考えて、大学医学部も和医大だけじゃないと。京大、阪大、神戸大学、大阪市立大学、奈良大学、いっぱいあると思うんです。看護学校もその何倍もあると。何でそこへ華岡青洲の春林軒というものがあるんで、医学を志す人たちに来ようと言ってくださいよと営業しないのかなと言わしていただきました。

そしてまた、かつらぎ高原まつりというのがありました。私、行かしてもらいますと、市の職員さんが竜王の財産区の役員さんだけが目立ってたと。山開きだからこんなもんかなと思ってたんですけれども、委員長にならしてもらった都合上、最後まで一回見てみようということでした。そして、いろんな方とちょっと話をする機会がございました。那賀町の時代は大阪方面の人にも声をかけて、この山開きをしたもんやけど、紀の川市に合併してからいっこもそんなんせえへんみたいになってきたなど。私は、どんどんそういうようなことに声かけをして、あの山にトレッキングなりハイキングに来てもらうて、何か買ってもらったり、やはりそれも市外の人にどんどんPRしていかなあかんのじゃないかなと思うわけです。

忘れたらあかんですけど、市長はたま駅長にしても、そして華岡青洲にしても、やはり営業努力というのは市長なりにしてるように私は思うんです。今回も、もうじきトップセールスに行かれますけれども。しかし役所の職員さんたちはやってないとはよう言い切れませんが、その努力というのが少ないんじゃないかなと思うんです。

また、話は変わりますけれども、粉河に50mプールがある。もうお荷物ちゃうんかという話がちらほら出てきてる。しかし、こんな50mプール、和歌山県下の紀の川筋でもそんなにない。大阪の大学、近畿の大学の水泳部へ行って50mプールあるんやけど夏休みに特訓するのにどうですかと営業したんか。そして、桃源郷運動公園ですけれども、ある人はきれいにしてくれてるなど。それはそれでええんやけれども、草が案外生えない

ときに、大阪やあっちゃこっちゃんの同好会やサークル、クラブへ行って、こういう施設があるので合宿なりいろいろ使うてもらえやんかいなという営業をしてくれたかということなんです。

長計でそううたってながら、もっと強かに役所の皆さんも営業しようじゃないかと。私はこれと思うんですけども。

一つは桃山まつりですけども、私ら桃山町の間人ですけども、桃山まつりは桃山町を知ってもらう、そしてここで作ってる桃というものをもっとPRしようと。来てくれたら「この美しい桃山町に、今度桃買いに来てあげよ。」という心が芽生えないかな。私たち、2月の末にハウスでつくった桃の枝へ桃の花を咲かせて、節句の前に天王寺や梅田駅や新大阪へ行って、桃山町のPRをしましたよ。来てもらいたいがために。そして、桃の実ができたシーズンに来てもらうて、桃を買っていただきたいということでやったんです。

そういうふうな営業を市の役所のみんなとしながら今日にあるわけですけども、私の見る目線では桃山まつりがどう、何とかのまつりがどうかと言うんじゃないんですけども、じぶんたちだけでマスターベーションしてるんじゃないかなということも思ってしまうがないんです。だから、あらゆる人に来てもらうということを重点的にまつりなんかいろいろな行事をしてるんかなと。

長計でもある程度、企画部長は言うておられましたけど、言うてあるのに何でなんだということで再度、市長にそこを強かに押し進めてほしいと私は思ってますんで、御返答お願いします。

教育のほうの話でございましてけれども、余りにも抽象過ぎて、もう一回詳しく言うてください。お願いします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 抽象過ぎてわかりにくいという御質問でありましたので、少し時間をいただいて具体的なことでお話申し上げたいと思います。

紀の川市の将来を担い、21世紀を果敢に生き抜くたくましい人材を育成するために、本年度は「紀産紀育」という紀の川市教育のテーマを設定いたしました。「紀産」というのは紀の川市で生まれたということで「紀産」と名づけ、「紀育」は紀の川市ぐるみで子どもを育てるということで「紀育」といたしました。すなわち、紀の川市の市民すべてが子どもの教育にかかわり、育て上げるという意味であり、未来を生きる子どもを育成するために、子ども、学校、家庭、地域、行政が手を携え、取り組んでいくものであります。

具体的には、紀の川市では本年度、保・幼・小連携を推進するために連絡協議会を立ち上げ、PTA組織とも連携を図りながら、子どもたちの学びと育ちを円滑につなげる取り組みを積極的に行っております。一方、教師は各教科の指導に関する研究はもとより、本年度は「ニュー平成紀の川教師塾」と位置づけ、教師の視野を広める柔軟な思考ができる

ように、地域の人材を活用した5回の講座を計画し、すべての教員が1回以上受講するように勧めおります。加えて、子どもたちの学力向上には学校だけではなく、家庭学習は欠かすことのできないものだと考え、そこで家庭での学習「家学」を進めるために、すべての小・中学校の児童生徒の家庭に紀の川市の思いをパンフレットにし、配布いたしております。

また、「紀産紀育」に沿った取り組みの一つとして、紀の川市食育推進計画にものつとり、新たに今年度より「いただきますの日」を設定し、親子で弁当の食材を買い、地産地消、一緒に調理することで「我が家の伝統の日」として設定をいたしました。

また、紀の川市では小・中学校合わせて6校の学校を選び、紀の川市学力向上研究授業の推進をしております。具体的には、学校名を申し上げますと小学校4校、粉河小学校、名手小学校、東貴志小学校、安楽川小学校、中学校では鞆淵小・中学校、打田中学校、この6校を研究指定として指定し、今現在、研究を進めているところであります。家庭も学校も活性化することによって、学力向上の基礎づくりと考えているところであります。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 阪中議員の町の魅力、また各方面等で紀の川市に県内外から来てもらえるような紀の川市という御提言、前々からいろいろとそういう御意見等もほかの議員さんからも、また阪中議員からもいただいておるわけでありませう。

そんな中、合併後、特に果樹王国である、またJAのめっけもん広場等を見ましても、非常に農産物のたくさんとれる紀の川市をPRしていこうということで、私も平成20年から毎年、大阪また大都市圏へ出向いて、果樹等のPRをしておるわけでありませう。それだけではなく、紀の川市にも来てもらえることについてはまだまだPR不足等々、取り組みに対しては阪中議員の言われる、職員が怠けてるわけじゃないんですが、私も怠けてるわけじゃないんですが、来てもらって受け皿等々を今後いろいろと考えていかなきゃならない。

というのは、農業にいたしましては就労の高齢化、また後継者不足、放置農園が非常に多くなってるこの状況を見たときに、もっと地元も内外から来ていただく皆さん方の受け皿といいますか、そういうことをこれからは考えていかなきゃならない。

じぶんのことを申し上げますと、水田は圃場整備のおかげで何とか維持をしておりますけれども、果樹園等につきましては、3分の2以上は放置農園みたいな格好になってほかに迷惑をかけてるというようなことで、何とかしたいなと思いついおしてくれておるわけでありませうが、そういう農家が非常に多い中でこれらをどうしていくかということも大きな農業政策の課題になるわけですね。

これらを紀の川市としていろいろと観光PRをはじめ、その地域の活性に結んでいけるようなことを市の職員だけが考えるということだけではなく、地域またはいろいろなグループ等で検討をいただいて、そのことを進めていけるようにしていけたらなと思っておりますので、議員各位の御協力もよろしくお願いしたいなと思っております。

○議長（西川泰弘君） 再々質問はありませんか。

6番 阪中 晃君。

○6番（阪中 晃君）（質問席） まず、市長、答弁ありがとうございました。もう質問はないんですけども、私は文章を書かないもんですから忘れてたことが1つありますんで、言わしていただきます。

私は、モンベルという会社のウエアを買ったりもするんですけども、これは山岳とかスポーツのウエアなんかが有名なブランドですけども。ここはイベント的にトレッキングとかいろんなイベントを日本中でやってる。また、世界じゅうでやってる可能性もあるんですけど、やってるんです。

市の職員や地域の方々とそういう話をするのもいいんですけど、もう一つ飛び越えてモンベルみたいな会社にここを生かすにはどんなトレッキングコースができるかとか、どんなにしたら日本中でも有名になるようなところになるかということ聞いてみてもいいんじゃないかなと思いますので、よろしく願いしておきます。

教育の話でございますけれども、ある程度、具体的に言ってくれましたんでわかりました。先に具体的像をどんどんと言ってくれば、なるほどと思うんですけども。

それで、私は今までの話の中で、3月に市長は記者会見をして、次の年度の一般会計の金額なり考え方なりを発表しました。私は教育部も市長サイドじゃなくて、教育委員会サイドでございますさかいに、4月に記者会見で発表して、私たち教育委員会はこういう物事の考えの中で、ことしは教育に関するところはこういう施策をしながら、この学校とこの学校とこの学校に指定校を割り当てながら、学力を上げていきたいという記者発表をするべきだと。そして紀の川市民のみんなにもわかってもらうと。多分ですけども、子どもたちを見守る皆さん方もそういうことが全部わからないでやってるんじゃないかなと思います。

それと同時に、4月の広報には教育委員会のページということで2ページぐらい最初から当ててもらって、それをそこへ載せて、紀の川市の教育委員会はこうだと、地域の皆さん方よろしく願いますと。そして学校と先生と保護者が三位一体になりながら子どもたちを育てていくという仕方をしたほうがいいんじゃないかなと思うんです。だから、余りにも教育委員会がされてることが見えてこないと。もっと会見なりをして、どんどんどんどん発信をしていただきたいと。こういうことでその件についてどうでしょうか。答弁をお願いして、僕の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 松下 裕君。

○教育長（松下 裕君）（自席） 議員から提案のありました教育委員会の取り組みの様子をもっともっと一般市民にもわかるようにという御提案、ありがたく受けとめております。

保護者には、本年度ははじめて教育委員会の指針なり方針なりをすべて各戸配布いたし

ておりますが、とりわけ市民の皆様方に今後より御理解をいただくということで、従前にも増してあらゆる機会を得て、また学校では学校ホームページ等を介して、積極的に教育委員会からの情報を発信してまいりたいと思っております。

よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、阪中 晃君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、11番 寺西健次君の一般質問を許可します。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（質問席） おはようございます。それではただいま、議長の許可を得ましたので、私のほうから一般質問を始めたいと思えます。

今回は、通学路の安全と学校施設の改善についてと下水施設の普及状況についてであります。

まず、通学路の安全確保についてであります。御存じのように4月23日に京都府内において、集団登校中の児童と保護者の列に軽自動車が入り込み、大変悲惨な事故が発生いたしました。それ以来、全国的に通学路の安全対策が大きな社会問題となっております。車の運転手が一方的に悪いのでありますが、亡くなったとうい命は帰ってこないであります。紀の川市内においても、このような事故があってはならないとの思いから通学路の安全対策に向けての取り組みについて、次の点についてお伺いをしたいと思えます。

まず、通学路の定義というのはどういうものか。また、2番目に通学路としての指定、あるいは設定の経緯とその容認について。3番目に通学路の安全基準はどうか。そして4番目に通学路の定期的な安全点検がされているのかどうか。実施しているのであればその結果はどうか。

それから、抜け道対策についてであります。京都府の事故においてもそうであったように、幹線道路が信号等で渋滞するために迂回路として車の抜け道になっていたようであります。このような道路は紀の川市内にもあり、特に市道粉河東野線が抜け道で危険だと言われております。その安全対策への取り組みはどうかということをお伺いしたいと思えます。

次に下水施設の普及についてお伺いいたします。

下水処理施設の普及によりまして、住環境が大変よくなってきております。特にトイレの水洗化によりまして、昔に比べて大きな変革をし、清潔になっております。そこで、まず合併浄化槽や公共下水道等の下水施設の普及状況についてお伺いしたいと思えます。

さて、昨今の家屋の新築やリフォームでの水洗トイレは、100%洋式トイレが設置されているようであります。一般家庭においても洋式トイレが普及してきておりますが、学校でのトイレの洋式化の実情はどうか、まず1回めにお伺いしたいと思えます。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） おはようございます。寺西議員の通学路の安全と学校施設の改善について答弁させていただきます。

議員御指摘の4月23日、京都府亀岡市において小学校の集団登校の列に車が突っ込んだ事故をはじめ、全国において痛ましい事故が多発しております。教育委員会といたしましては、亀岡市の事故を受けて、すぐに教育長名で各小・中学校長に対してなお一層の交通安全意識の高揚を図るよう注意喚起をいたしております。また、通学路の調査を行い、危険な箇所についても現場も確認したところでございます。改善できるところは関係部局と協議するとともに、学校へも指導しているところでございます。

次に、通学路の定義であります。交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令では、通学路の定義として「児童または幼児が小学校等に通うため、1日につきおおむね40人以上通行する道路の区間、小学校の敷地の出入り口から1km以内の区域にあって、児童または幼児の通行の安全を特に確保する必要がある区間」とされております。紀の川市における通学路につきましては、各学校において定めているところでございます。児童生徒の安全な通学経路を確保することができ、防犯上死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられるよう、児童生徒が安全で安心して登下校できる通路であり、その通学経路は地域の実情に応じて決めているところでございます。

次に、学校の通学路の設定につきましては、各学校において年度はじめに保護者の方から学校に対して報告をいただいた通学路をもとに、学校からの距離や交通量、不審者等の危険性の条件を考慮して、保護者の方や地域のスクールサポーターの方々と相談して設定しているところでございます。道路の幅が狭く、交通量の多い場所や見通しの悪い交差点などは、特に教職員やスクールサポーター等のボランティアの方の御協力を得て、登下校時に交通指導を行っております。また、児童生徒の交通安全意識の向上を図るべく、警察による安全教室の実施や全校集会においても、安全確認及び交通マナーの遵守の徹底を行うように指導いたしております。

通学路の安全基準では、地域の実情を踏まえ、歩車道の区分のある道路、車両の通行量の少ない道路、見通しのよい道路、横断歩道、信号機のある道路を設定するようしております。しかし、設定にあたっては車の通行量や民家の少ないところについては不審者の出没等もあり、通学路の設定に苦慮しているところでございます。

通学路の安全点検につきましては、集団下校時に教職員が付き添って確認し、危ないと判断した場合は通学路の見直しを行っております。また、教育委員会としてましては、本年4月末に各小・中学校に対して通学路に関する実態調査を実施し、危険箇所、集団登校の有無、安全指導の実施状況など調査してございます。その中でも80カ所余りの危険箇所については、教育委員会から現地調査を行いました。特に信号機、横断歩道、防護さく等、要望が必要であろう箇所については、学校に指導するとともに関係機関と協議しながら対応しているところでございます。

続いて、学校内のトイレの洋式化についてですが、近年、一般家庭の生活様式の変化に

より洋式トイレを必要とする児童生徒がふえていることは教育委員会でも認識してございます。現在、管内小・中学校のすべての学校に洋式トイレが設置されています。また、児童生徒用の洋式トイレの設置率は小学校で24.1%、中学校で20.7%となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） おはようございます。それでは、私の方から寺西議員の抜け道対策についての御質問にお答えいたしたいと思っております。

議員の御質問にもございましたが、ことし4月に発生した京都府亀岡市の小学生らが死傷したあの痛ましい交通事故は、高速道路の無料化が終了した後に府道を抜け道として利用する車両が増加したことに加えまして、たまたまその事故現場を含む900mの区間を側溝にふたがけをして拡幅したということで、車両のスピードが増したことも要因のように分析され、報道されてございます。議員御指摘の市道粉河東野線につきましても、地元自治区から側溝へのふたかけによる拡幅要望が出されてございますけれども、今現在、市としましては亀岡市の状況と類似のケースも十分考えられるかなということで、整備に関しましては慎重に考えてまいりたいと考えてございます。

また現在、国土交通省和歌山工事事務所によりまして、国道24号線の松下橋交差点の整備計画が進んでございます。その状況も踏まえながら、今後地域の子どもの安全は地域の皆様方の温かい心で見守っていただくという観点から、地域の皆さんの御理解を得まして、時間帯を定めた通行規制、また注意喚起する通学路看板の設置等、他の部とも協議、検討してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） おはようございます。私のほうから下水道施設の普及状況ということで、合併浄化槽の普及率についてお答えさせていただきます。

昭和30年代後半から昭和50年代にトイレの水洗化の要求が高まり、し尿だけを処理する単独浄化槽の整備が急速に発展し、昭和58年浄化槽法が制定され、合併処理浄化槽の実用化が進んでまいりました。

さて、紀の川市の普及状況ということでございますが、現在、台帳件数におきましては1万3,554件で、単純な計算ではございますが、住基世帯数で除した率につきましては52.8%という状況でございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、先ほどの御質問の中の答弁漏れがちょっとありましたんで、お答えしたいと思っております。

2つ目の御質問で、下水道への加入状況でございますけれども、平成20年12月に那

賀浄化センターが供用開始いたしました。紀の川市においても順次整備ができたところから年1回の割合で供用開始をしてございまして、平成23年度で4回目となり、供用面積は119ヘクタールとなっております。本年度3月末時点における接続の状況は645件でございまして、内訳は打田地区で98件、桃山地区で136件、貴志川地区で403件、粉河地区で8件となっております。今現在の接続率は39%でございまして、

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（質問席） 通学路の安全対策でございますけれども、ここに昨年、平成23年1月から12月までの和歌山県下の交通事故状況、特に小学生あるいは中学生の状況について警察から、大変多くの交通事故が発生してるんですけども、そのことだけ選び出していただきまして、ここに記入していただきました。それを発表したいと思っております。

まず、小学生、中学生の1日間の事故を通じて、朝7時から夜の10時までですけど、和歌山県下では215件が発生しております。これは小学生と中学生だけです。その中で、岩出署管内では50件の事故が発生しております。215件のうち50件というと大変多いんです。23%ぐらいあるんですけども、悪く言えば非常に多い事故数となっております。その中で、岩出市が33件、紀の川市が17件でございまして。これは1日を通じての事故数でございまして。

登校下校の事故数でございますけれども、和歌山県下で登校時の事故数が36件、下校時の事故数が34件、合計70件となっております。その中で岩出署管内では登校時の事故数が6件、下校時が9件、合計15件となっております。

その中で、紀の川市はどうかといいますと紀の川市でも2件の事故が発生しております。小学校1年生、それから中学校3年生ということでございまして。幸いにして、死亡という大きな事故はございませんけれども、いろんな方の協力によりまして事故防止対策をやるにもかかわらず、2件の事故が発生してるということでございまして。そういうことを踏まえまして、今後も通学路の安全対策というのはやっぱりしていかならんかなと思うわけでございまして。

まず、通学路は道路工事において優先的に実施されてるのかどうかということをお伺いしたいと思います。それから、先ほど答弁にありましたけれども、安全点検をして80カ所の危険箇所が出てきたというようなことで、安全対策として学校とか保護者とか関係の各課が集まって十分協議されて、安全対策が実施されているのかどうかということについて、2回目にお伺いをしたいと思います。

次に、学校のトイレの洋式化についてでございます。先ほどから話を聞いてますと、だんだん一般家庭においても洋式トイレが普及されてまいりました。小学校入学の新入生においては、それこそ和式のトイレを使ったことがないという新入生も増加しておるようで

ございまして、学校の先生方も非常に涙ぐましく和式トイレの使用方法を教えているよう
でございますけども。しかしながら、それでも和式トイレをよう使用しなくて、我慢して
我慢して、泣きながら家へ帰ったという新入生があったということをごし聞いておりま
す。

そういう中で、やっぱり学校のトイレとしても洋式トイレの率をもうちょっとふやして、
50%ぐらいにふやしてもいいんじゃないかなと思うわけでございますけども、教育委員
会の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 寺西議員の安全対策で、学校や保護者、その他関係
者が協議されているかという御質問をいただいたんですが、教育委員会の学校教育課が事
務局となって学校安全対策協議会を設置してございます。各小・中学校における交通安全
や学校全般の安全、ケア等を行っているところでございます。委員のメンバーは、各小・
中学校の校長代表、青少年健全育成推進協議会の役員さん、PTA連合会の役員さん、民
生児童委員の代表、青少年センター、紀の川市へ出向している派遣警察官等で構成されて
いるところでございます。今後におきましては、議員御指摘のとおり、通学路の危険箇所
への安全対策に対し、関係団体、関係各課とより連携強化を図ってまいりたいと考えてお
ります。

次に、学校の洋式トイレを増設する考えはという御質問ですが、小学校低学年では洋式
でない用を足すことができない児童がふえているようですが、大きくなるにつれ、ほか
の人が座った便座に座るのも嫌う児童もありますので、和式トイレの必要性も欠かせない
ところであります。また、洋式トイレの必要数につきましては、学校長からの要望を踏ま
え、学校と協議しながら必要数の増設を行ってまいりたいと考えています。

しかしながら、現在、修繕工事は限られた予算の中で年次的に工事を行っているところ
であり、学校長からの修繕要望順位の上位の工事から実施しているところでございま
すので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（自席） それでは、通学路に対して優先的に道路工事が実施
されているかという御質問でございます。

現在、道路整備におきましては、費用対効果の算定には交通安全性向上は重要な位置づ
けがなされてございまして、建設部といたしましても特に通学路の安全性向上は最優先す
べき要素と考えてございます。道路改良等においても、通学や交通の安全性の向上を求め
る要望が多く出されてございます。今後も拡幅により交通の状況がどう変化するのか、今
後交通規制との兼ね合いも含めまして十分見きわめながら検討してまいりたいと考えてご
ざいます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問はありませんか。

11番 寺西健次君。

○11番（寺西健次君）（質問席） 3回目でございますんで、市長にお伺いをしたいと思えます。

今議会の冒頭、所信の中にもこのことについて、特に通学路のことについてふれられておりまして、安全性を考えてくれるやなと思っております。

先ほどからの話の中で、それぞれ各分野に努力しているけども、2件の交通事故が発生している。私はこれをゼロにすべきやなと、できるだけゼロにしていくべきやと思うんです。地域のボランティア、あるいは学校関係者、行政、それから警察がそれぞれ、先ほどからの答弁によりますと協力して努めておりますけども、そういうことでできるだけゼロに近づけるような形で、ひとつ市長の決意なりをお伺いしたいと思えます。

それから、学校のトイレの洋式化ですけども、トイレの改修については非常に予算的にもかかるということで、学校としても予算要望というのはほかの件もありまして、トイレの予算要望というのが少ないようでございます。そういうことで、まずやっぱりトイレを優先的に洋式化する予算ということで、していくべきではないかなと思うわけなんですけども、市長の答弁をお伺いしたいと思えます。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 寺西議員のまず1点目の児童生徒の登下校中の交通事故等をゼロにする問題、紀の川市でも2件の交通事故が登下校中にあったということで、もちろんゼロにしていかなきゃならないし、したいなという気持ちはございます。

自動車運転等々される方、また児童生徒の登下校中のマナーといいますか、私も朝出てくるときには、子どもたちが学校へ登校している時間帯に出てくるわけでありまして、大体、地域みんなは子どもの状況というのはわかっているので、比較的スピードも出さずに心得て走ってくれてる状況をつぶさに感じてるわけですが、子どもたちがいろいろと話をしたり、遊びながらというんですか、真っすぐ前を向いて歩くというのではなしに飛び出てくるような状況のことを見かけるわけで、そのときにちょうど車が出てきて接触するというようなこともあるんじゃないかなと。こんなときに危ないなと感じながら、私も運転してる時があるわけです。

通学路といっても、通学専門の道路じゃないわけで、そして歩道というものは県道あたりになりますとかなり設けられておりますけれども、市道の中にはまだまだ歩道というところまでいっておらないところがほとんどでございます。お互いが、特に子どもさんのことですから、運転者側が気をつけるということもまず大事ではないかなと思えます。

そういうことで、いろいろと先生はじめPTAの方やいろいろな団体の皆さん方が、特に登校中は角々等にお立ちをいただいて指導していただいておりますが、今後ともそういう事故のないように市としてもできる範囲ではしていきたいなと思っております。

それから学校のトイレを洋式に、50%ぐらい洋式にできないかということでもあります。予算だけではなしに、今、20何パーセントの設置がされてると。それは平均して20ですから各学校を調査しないと、どの学校がどれだけ洋式のトイレがあるということは、私はまだ把握しておりませんが、担当で十分検討し、また各学校の校長先生はじめ先生方と相談をしながらその対応をしていけたらなと思っております。予算があるからないからということだけではなしに、必要に応じて設置をしていくということで御理解をいただきたいなと思います。

○議長（西川泰弘君） 以上で、寺西健次君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ここでしばらく休憩いたします。

再開は10時45分といたします。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時45分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、16番 井沼武彦君の一般質問を許可します。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（質問席） では、通告順に従いまして、16番 井沼武彦が質問します。

今回、質問させていただくのは市のスポーツ施設について、河川敷のスポーツ施設です。

この質問に入る前に、水の恐ろしさ、怖さについてお話ししますと、はじめは昭和28年の大水害、今もこの恐ろしさは目に浮かんできます。私はそのとき10歳で、2、3日前から雨が降り、12時ごろから半鐘の鐘がけたたましく鳴って、貴志川の堤防が何カ所も切れました。私の近くの大歳神社のあたりは屋根の上まで水に浸かり、急なことで家財道具その他一切出さないで、そういう水の速さで、幸い人身事故もなかったわけですが、本流にその時分はヤギとか牛を飼ってたわけですが、その鳴き声は今でもこの耳に残っております。

この前、市長にも貴志川に来ていただいたわけですが、この台風12号の水は、もし貴志川に堤防がなかったら大きな被害になったろうなと思うわけでございます。

また、同じようなことで、紀の川市のボランティアが新宮、那智勝浦、熊野と後片づけの募集がありまして、紀の川市よりバス2台で現地に向かったわけですが、その途中、311号線、168号の道路は至るところで崩れ、河川も崩れ、現地に着くまで大変なこととして、一番驚いたのは熊野川北山の上流のあたりで、県道に立ってる電柱というのは10mあるわけですが、その電線にごみやとかビニールがひっかかっているということは、そこまで水が来たということで、大変な水で50人の方がなくなり、今も5人の方が行方

不明となっています。何とお悔やみしたらいいかわかりません。現地の人の話では、夕方ぐらいまでは通常の水でしたが、夜になり急に水がふえ、これは上にある電源開発というダムが放水したと言われておるみたいですが、雨の音でサイレンも何も聞こえなかったと言われております。

このことは、紀の川にとってもいわれることで、紀の川水系は紀州藩の徳川吉宗さんが治水利水の始まりで、和歌山県にとっても大きな財産でありますけども、奈良県側には大迫ダム2, 750万立方メートルと大滝ダム8, 400万立方メートルの大きなダムがあります。最近のように1時間100ミリという雨が降ると、ダムも満タンになり放水します。このことは紀の川も決して安心でなく、このことを考えて施設をつくるといいと思います。

台風12号の水はかつてないくらいの大水で、大台ヶ原あたりでは集中豪雨で1時間当たり100ミリを超えたともいわれています。台風が来るたびに復興は大きな金がかかります。今までの反省と、今後どのようにするかについて質問いたします。

毎年、河川敷グラウンドの管理はどのくらい要りますか。グラウンド別にお答えください。また、どのくらいのグラウンドを利用しているかグラウンド別にお答えいただきたいと思えます。例えば、野球とかいろいろなことです。

それから、平成2年から平成23年度まで、旧町からの災害復旧工事はどのくらいお金がかかったか説明いたします。

まず、桃山グラウンドですけども、平成2年に756万5,000円、平成6年に955万4,000円、平成9年に1,203万6,000円、平成15年に129万3,000円、平成16年に774万8,000円、平成21年度に1,365万円、平成23年度に1,712万7,000円、以上7件で6,924万3,000円のお金が必要です。また、打田グラウンドは年度は違っておっても、7件で4,157万4,000円、那賀若もの広場で5件で3,002万5,000円、貴志川は平成21年、平成23年の2件ですけども381万1,000円ということで、これを全部プラスしますと1億4,465万3,000円という大きなお金が水に流れているわけです。

この主な原因は、一番は台風、集中豪雨、また原因不明という水もあるわけです。これは多分ダムが放流したわけかなと感じるわけであります。この復旧工事を見てみますと、打田グラウンド、那賀若もの広場は平成23年度に工事をしていませんが、この2カ所は今後復旧するのかどうかお答えください。台風が来るたびに、大水がつき、地球温暖化による1時間に100ミリを超える大水のことを考え、グラウンドをつくる必要があると思えます。

ちょうど、粉河中学校のときに、粉河グラウンドの復旧工事の見学をさせていただきまして、以前台風12号の大水でグラウンドが大きく削られてる姿を見ましたが、今は大型トラックやユンボが何台も入り、川に入り、砂利をとり、グラウンド全体の半分はもうブロックも積まれており、驚きました。このグラウンドでは和歌山国体で4面のソフトボー

ルの会場だと以前から聞いており、議員皆さんも心配されておったわけですが、1期工事、2期工事と分かれ、工事費3億7,000万円も要ると聞きました。このことは、常に国に対しても大きな力を持つ中村市長のおかげだと厚く感謝します。ありがとうございます。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 井沼議員の河川敷のグラウンドの復旧ということで答弁させていただきます。

紀の川市内の社会体育施設については、合併時、旧5町に点在する多くの施設を引き継ぎ、現在も市民のスポーツ振興と地域住民の健康づくりの拠点として広く利活用されています。河川敷にあるグラウンド等のスポーツ施設の市民利用人数は、平成22年度で約7万2,000人、打田グラウンドで約2万人、粉河河川敷のグラウンドで1万7,000人、那賀若もの広場で8,000人、桃山の井阪グラウンドで約2万1,000人、丸栖北グラウンドで約7,000人が利用しており、これらのスポーツ施設が地域の中核を担っていることがわかります。

また、利用者につきましては野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等のスポーツに利用されています。また、まつりや防災訓練などイベントにも利活用され、高齢者からスポーツ少年まで幅広く御利用いただいているところでございます。

平成22年度決算で、紀の川市の体育施設管理維持費でございますが、総合計で9,945万円要っております。そのうち、河川敷にあるグラウンド等の維持管理費は926万円の費用がかかっているところでございます。

グラウンドの現状については、貴志川スポーツ公園以外はほとんど河川敷へ設置している施設であることから、台風、集中豪雨等による大雨のため、グラウンドなどに大きな被害を受けており、平成に入り合併まで約1億100万円、合併後は約500万円の復旧工事費を投じております。昨年9月の台風12号及び15号では、同年11月の臨時議会でお認めいただいた復旧予算により、市のイベント事業等で早急に復旧が必要な桃山グラウンド、及び主に少年野球の練習場として必要な丸栖北広場の2カ所の復旧を行ったところでございます。

議員御指摘いただきました粉河河川敷の運動場については、国土交通省が平成23年度で中津川との合流付近から下流延長156mの護岸工事を、本年度においては1期工事としてグラウンド周辺の盛土工、根固めブロック据付、2期工事として護岸基礎、法覆護岸、根固め工等が行われ、その整備費用は約3億7,000万円と聞いており、平成25年度において、市においてグラウンドとしての整備が必要となります。

今後も紀ノ川の洪水により浸水被害が予想されるため、打田河川敷グラウンドについては打田若もの広場を、河川敷の那賀若もの広場については愛宕池運動公園を利活用していきたいと考えております。また、施設使用申請のネットワーク化を充実し、利用時間や既

存施設の機能を最大限に生かした施設利用計画を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 済みません。答弁させていただいた、合併後500万円の復旧費と言うんですが、5,000万円の復旧工事費がかかっております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（質問席） 1つだけ、部長、教えてください。

今、質問してました打田グラウンド、那賀若もの広場、これは今からは修復工事はしないということなんですか。これ1つだけお答えいただき、次は市長にいたします。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 先ほども答弁させていただきましたように、今後につきましては、打田の河川敷については堤防を越えたところに打田若もの広場というグラウンドがありますので、それに対応していきたいと考えております。また、那賀の河川敷にあります那賀若もの広場については、新たに都市計画事業で建設されました愛宕池運動公園がありますので、それを利用していきたいと教育委員会では考えているところでございます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ありませんか。

16番 井沼武彦君。

○16番（井沼武彦君）（質問席） 最後に市長に。市長は旧町時代から郡内の災害も多く見られており、今さら言うまでもなく河川敷施設にも御理解をいただいております。

先ほど述べたとおり、平成2年から平成23年の間に旧町単位で20件、金額にしますと1億4,465万3,000円ととても大きな金が水に流れております。今後、ゲリラ豪雨、どこで起こるかわかりません。このまま河川敷の施設を続けていくのがよいのか、今後どうするのかと。

もう1つは、この紀の川市には多くのため池があるわけで、やはり私のほうでも使っていない池もありますので、そういうことを利用できないものかお願いいたします。

以上、2問です。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 井沼議員の御質問にお答えをしたいと思います。

河川敷のグラウンド等、今の集中豪雨等々で、今日まで利用していく中での復旧なりいろいろな費用、1億円余り要ってるやないかということであります。

河川敷ですから、大雨のときは水が流れて当たり前、そこを借用してるわけですから、

使わせてもらう以上は紀の川市の責任で補修をし、活用していくというのは当たり前のことです。旧町時代からもその方向でいってるわけです。

井沼議員、もともと桃山の町議員をされておりましたが、私は桃山町時代にあの井阪のところが非常に水没して、よく大雨のときに流されると。そのたびに1,000万円以上の金がかかってるんだという話を聞いて、今の桃源郷のほうに構えたんだと私は認識をしておりました。陸上競技場という格好になったので、多目的にはなかなか利用できない。サッカーと陸上等々のグラウンドになってしまったわけですが。私は今後、河川敷を使わなくてもできるような体制を考えていくことが大事ではないかなと思っております。

そんな中で、粉河の河川敷だけはなかなか、今浸食をされまして、中津川との出会い等々から大きく護岸が浸食をされて、原形復旧してくれるのかなという心配をいたしておりましたが、国会議員さんや国土交通省に強く要望したところ、原形復旧、今度は護岸を積んで流れないようにしてくれるということで喜んでおるわけです。あそこは新しい新竜門橋ができた状況の中で、紀の川の水の流れが北側によったという認識をしており、南のほうを流れるように南の土砂を北に当てつけるような工事もしていただいておりますが、今度は護岸を積んでいただきますので、浸食されることはないと思っております。

しかし、粉河のグラウンドは河川敷ですから、いつ何時の大きな大雨でつかれることもないとは言えないわけですが、今までにつかたことがないという中で、粉河については残していきたいなと思っております。ほかの那賀、打田、桃山、貴志川等の河川敷についてはできるだけグラウンドとしての活用は、できる範囲でやっていくことになろうと思っておりますが、今担当が申し上げた那賀については愛宕運動公園とか、打田については若もの広場とか、桃山についてはどこか考えなきゃならないわけです。貴志川についても丸栖小学校のスポーツ少年団が貴志川と紀の川の出会いのあの河川敷のところでやっておるわけです。そこらあたりを解決することによって、河川敷を活用しなくてもいけるのではないかなと思っております。

それでは、全面的に全部もう使わないということにしようかということもまだ決定はいたしておりませんので、今後相談をさせていただきながら、大雨のたびに市の予算を計上して補修をしていかなきゃならないようなグラウンドは、できるだけ避けていけるようにしていけたらと思っております。

○議長（西川泰弘君） あと、ため池の活用は。

○市長（中村慎司君）（自席） ため池の活用等については、780もあるため池であります。もちろん、水利権者等いろいろあるし、山手のため池等についてはそれだけの広さがあるのかどうかということもございまして、大雨のときの谷に流れてくる水を考えたときに、池というものは調整池的役割もしておるわけで、農業用水というだけではなしにそういうこともございまして、いろいろな観点から不用とされてる池の活用等については、今後水利権者、地域の皆さん方と相談をしながら活用できるものについてはさしていただけたらなと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、井沼武彦君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、4番 川原一泰君の一般質問を許可します。

4番 川原一泰君。

○4番（川原一泰君）（質問席） ただいま議長の許可を得ましたので、質問を行いたいと思います。

私のきょうの質問については、空き家対策についてということで質問いたします。

紀の川市も旧5町が合併いたしました。この各旧町の中に大きく分けて農村地帯の空き家対策、そして町中の空き家対策ということで、大きく2つに分かれるんじゃないかなと思うわけでございます。その中で、きょうの私の質問については、町中の空き家対策ということでお尋ねをいたします。

町中の空き家対策について、市当局はどのようなお考えを持たれておられるのか、そしてこれからどれだけの意欲を持ってこれに当たっていただけるのか。この確認の意味でお尋ねをしてみたいと思っております。

農村地帯の空き家対策については、市の農林部のほうで最終目標を、農村地帯の空き家を登録していただいて、都市部のいろいろな個人的に考える方々が古民家を取得して、近くで野菜をつくり、またかんきつをわずかでもつくりながら、非常に空気のいい環境のいいところで住みたいという方々が昨年の3.11の大地震のあと、都市部でそういう考え方を持たれる方が非常にふえてきてると。そういった方を農林部の登録された空き家を持った方々に御紹介をしていく。この目的を持って、農林部で日夜努力をしていただいておりますということを聞きまして、私自身もエールを送りたいと思います。

さて、町中の空き家でございますが、貴志川であり、桃山であり、打田であり、那賀町、この町中の状況については、私、まだ十分熟知はいたしてございませんが、地元の粉河の町中の私の知れている、いろいろと日夜見させていただいております中身について話をしながら、尋ねてまいりたいと思っております。

粉河の町の空き家については、非常に私、感じるところでございますが、この町中の活性化に対して非常に足を引っ張っているような感じがいたします。そしてまた、人口の減少というこの方向についても、空き家が非常に影響していると私自身、非常に感じているわけでございます。

そういった中で、個人の家については長年、家族で住まれてきて、そして子どもさんたちが成長してきた中で大学へ行き、就職をし、そして結婚していくとそういった形で家を出られる。後に残されました親御さんたちが一生懸命そこで生活をするわけでございますが、年とともに病気がちになり、あるいはお年を召してくる関係上、じぶんの食べるものの買い物に行って、日常生活をしていくというペースが非常に低下していく。そして、大変な生活の状況になってくるとそういったことになってまいりますと、息子さん御夫婦が引き取るか老人ホームに行かれる。このパターンが非常に多いわけでございます。個人

の家については、こういった形で非常に空き家がふえてきていると。

さらにまた、貴志川、桃山、打田、那賀町の町中についても同じだと思うんですが、町中の皆さんがいう名士、いわゆる旧家の方々がこの町中に相当の財産を持たれておる。財産というのは土地でございますが、これを持たれておる。そういった中で昔からそこに長屋的な木造の賃貸住宅を建てられて、町中の方々に対応してたと。その木造の建物も年月とともに老朽化が進んできて、住まわれてる方側から言えば大家さんに対して、ここを修繕してほしいと、また建てかえはできないかというようなことで、いろいろ要望もするわけでございますが、なかなか簡単にはしてくれない。そういった形の中で、やむなく住居を他地区に移さざるを得ないという状況も起きてきてございます。こういったことが人口減少の一因にもなっているように思うわけでございます。

そういった建物、長屋的な建物、4軒5軒が一棟に住まわれてるような建物でございますが、こういった建物が非常に古くなってまいりますと、町中の景観というものも非常に阻害していく。そして、その建物があるがゆえにその下の土地の有効利用ができない。売買もできない。空き家についてはランクがございまして、即住めるような空き家もございましてけれども、ほとんどがかなり手を加えなくては住めないような建物でございます。常に危険性を伴う、いわゆる傾いてる、ねじれてる、棟が落ちてる、壁が落ちてる、そういった非常に危険な建物も数多く見受けられるわけでございます。その町中で一生懸命生活をされてる方々に迷惑をかけ、脅かしているような状況にもなっておるわけでございます。

そういったことを考えるときに、さらにまた、先ほど申し上げました東日本の3.11の地震、大変な状況になりましたけれども、我々が住まいしております紀の川市においても、静岡の沖から東海地震、下を向いて東南海、南海地震という大変な活断層があるわけでございます。この3つの活断層が一気に連動して地震を起こした、プレートがはね上がったということになりますと、東日本の地震以上のものが押し寄せる可能性としてあるわけでございます。

さらにまた、毎年上陸してくる台風の問題、先日もどこかでありましたけれども竜巻の問題、こういった自然災害、いつ起こるか分からない自然災害を考えますときに、今のこの町中を見たときに、結果として大変な状況になるような気もいたすわけでございます。

そういったもろもろのことをしっかり考えますときに、紀の川市の執行部として、今、この問題に対してどのようなお考えを持たれておるのか。そして、この5つの旧町の町中の状況を、状況というのは空き家の問題でございますが、これを把握するためにこの問題は区長さんに御迷惑をおかけすると思うわけでございますがお願いをして、そして町中の区長さんのお一人お一人がじぶんの区の中でどれだけの空き家がありますよという報告を受けて、紀の川市の町中の空き家の実態というものをつかむと、この方向に対してどのようなお考えを持たれておるか。この点について、2点、1回めの質問としてお答えをいただきたいと存じます。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） それでは、川原議員の空き家対策についての御質問にお答えいたしたいと思えます。

現在、全国での空き家空き室の現状といたしましては、全国統計によりますと平成15年から平成20年までの5カ年で97万戸ふえてございます。空き家率は13.1%という過去最高となっております。全国的な問題となっております。

また、その影響は先ほど議員もいわれましたように、治安や環境への悪化、また資産価値の下落、また町自体の高齢化等、町の活性化を阻害する要因になっているものと認識してございます。全国的に高齢化や少子化の進行とともに、核家族が増加している状況の中で、紀の川市におきましても放置家屋が今まで以上に増加するのではないかと懸念するところでございます。

こういった中で、今現在、和歌山県では全国に先駆けまして、平成24年1月に施行されました景観支障防止条例によりまして、建築物等の維持保全や建築物の状態、規制等、生活環境が阻害されることを防止するための指導、勧告、命令、また行政代執行まで含んだ条例及び現在、建築基準法の第10条による指導を行っているところでございます。

しかしながら、議員言われるように経済的な理由、また現在所有権の不詳等の問題等の理由によりまして指導に従っていただけないのが現状でございます。

市としましても、「近い将来起こる」から「明日起こること」を想定して、災害発生時の家屋の倒壊等による避難経路の確保や景観の悪化防止等に向けて、町内会や区長さんの協力を得ながら物件の売却、また実態等の私の希望も含めて、空き家をきめ細かく把握し、緊急避難的に防犯、防災上の見回りも強化していくことを考えてございます。

しかしながら、個人的な財産に行政がどこまで介入できるか、また空き家の所有者にその管理や処分を一定程度、義務づけするということができないかと何らかの対応策の研究を進めてまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

4番 川原一泰君。

○4番（川原一泰君）（質問席） 今、部長のほうから御答弁をいただきました。

とにかく、前向いて頑張るという気持ちと受けとめましたけれども、この問題については、非常に奥が深く、難しい問題だと思います。

しかしながら、野放しにすることはできない。何かから手をつけていかななくてはならない。そういった状況にあるわけございまして、全国的にも各自治体が、この問題は非常に難しい問題でございますけれども、手のひらに乗ってきた難問題として取り組むべく努力をされてるということも聞いてございます。

その自治体の中に、今部長が言われました行政の代執行という方向の中で撤去条例というものをつくって、強制代執行という一つの形をとっていくと。こういった方向性を前へ

出してきてる自治体もあると聞いてございます。和歌山県もそういうことを考えていただいているんだと思います。

私は、全国的な各自治体のそれぞれの思いの中で、いろんな情報を提供してくれてると思いますんで、その情報を入手していただいて、そして必要であれば自治体間で電話でも話をしていただいて、インターネットで見れる部分と中身とは相当食い違うことはないとは言えないので、その確認の意味で自治体同士で話をして、正味の中身というものを聞き出していただく。ここまで情報収集のために考えていただけないかと、私自身は思ってるわけでございます。

そして、いろいろと情報を入手する中で、和歌山県の対策、さらにまた紀の川市の対策、そして紀の川市がしっかりと今の状況というものを現実の問題として掌握しておいて、紀の川市独自の対策というものをうちたてていくという方向に対して、どのようなお考えを持たれてこれからやっていただけるのか。そして、ある程度時間はかかるとは思いますが、煮詰まってきた場合には、できれば我々に御報告いただけるのか。この点についてお答えをいただきたいと存じます。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（自席） 空き家問題につきましては、各自治体ともその対応に大変頭を悩ませていると聞いてございます。対策の1つとして、若年層を市街化中心部に呼び戻すことが今後の大きな課題と考えてございます。対策を講じてる全国の自治体を対象に方法論、またその中でいろんな問題点等たくさんあると思いますけれども、その分について少しは時間がかかるかなとは思いますが、情報の収集なり研究なり、この辺あたりをちょっとさせていただいて、また御報告もいたしたく思っております。

そういうことで、今後とも市としてでもそれぞれの情報、県も含めて仕入れてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 再々質問。

4番 川原一泰君。

○4番（川原一泰君）（質問席） るるお尋ねをいたしてきたわけですが、市長に私が先ほどから申し上げました中身について、市長の見解というものをお聞かせいただけたらとこのように思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 川原議員の密集地の空き家対策等の問題、これは非常に切実といいますか難しい問題、議員自身もそう思いながらの質問ということでございます。

建設部長から、まず調査し、そしてもちろん県、県外でもこの問題についての取り組み等々をインターネット等でも調査をし、いい方向での進めができるように頑張りたいという答弁をいたしました。

事実、相手があるといいますか、土地は地主、家はじぶん、また借家、いろいろあると思うんです。その難しさ、法律的にどうするとかということよりも、やはり貸し主借り主、

また持ち家、いろいろケースが違う状況の中、またここで頑張りたいという連続する建物の中で、頑張りたい人と辞めたい人、本当に種々雑多といたしますか、いろいろケースが違うと思うんです。そこらをまず調査をし、先ほど寺西議員の質問にあった紀の川市のPR等々の中での農業の問題を申し上げましたが、放置農園も同じことで、家と土地の違いではありますけれども同じようなケースになってくるんじゃないかなと思います。

そういうことで、いろいろと調査研究をし、なかなか方向が見出しにくい問題ではありますが、議員各位の御協力をいただきながら、紀の川市はこんな取り組みをしてることが見出せるように頑張っていきたいなと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、川原一泰君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ここで少し早いんですが、休憩に入ります。

再開は1時にいたします。

（休憩 午前11時29分）

（再開 午後0時58分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○議長（西川泰弘君） 次に、5番 吉田隆三郎君の一般質問を許可します。

5番 吉田隆三郎君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告いたしました3件、1件目の住宅用火災警報器の設置について、2件目は紀の川市人事評価制度について、3件目は公共施設管理人の雇用や委託についての質問をさせていただきます。

まず1件目の住宅用火災警報器の設置について、質問をいたします。

住宅用火災警報器は平成16年の消防法改正によりまして、すべての住宅に設置が義務づけられています。紀の川市では住宅用火災警報器を平成21年12月より市内全世帯を対象に無償で配布を行っております。全世帯にもれなく配布されたのかどうか、配布された住警器の設置状況の調査は行ったのかどうかお伺いします。また、未設置家庭への対策をどのようにするのかお伺いをいたします。

続いて2件目の紀の川市人事評価制度について、質問に入らせていただきます。

平成24年4月に、紀の川市人事評価制度実施要領案が作成されております。本市の職員の昇給昇格は、目安として年齢、在職年数、経験年数等を基本にしながらも、同時に人事評価案を重要課題として取り入れた評価による人事管理が行われています。この人事評価案では、年功序列型から能力や成果を重視した成績主義へ変革し、成果主義の導入が適正な人事管理であるとされております。職員の努力や勤勉性よりも成果を図ることを基本にして、人事処遇に反映していくとされ、試行的な実施とはいえ、既に成果主義を取り入

れた人事管理が行われています。

この成果主義による評価制度は問題も多く、現在では導入している、またしていた企業でも不公平性や労働意欲の低下を招くものとして見直しが行われております。政府では、2008年版の厚生労働省白書で成果主義賃金の見直しが必要であると述べてあります。

市では人事評価制度案に基づき、評価シートにより自己評価と課長以上が評価者となって、全職員を評価基準の段階を点数で評価し、昇給昇格、人事異動に反映されておりますが、毎年職員の中から不満の声を聞いております。成果主義による評価は公平性に疑問があることへの不満が出ているものと思います。

市の人事評価制度を見直す必要があると思いますので、市の御答弁をお願いします。

3件目の公共施設の施設管理人の雇用や委託について質問に入らせていただきます。

市の公共施設の管理業務で、現在58人が直接雇用や委託で働いておられます。市民と直接かかわりが深い業務であり、地域の信頼性、知識と経験のある方等の雇用理由は理解することはできますが、中には生活力のある高齢の方もおられます。今、不況のもとで仕事がない、働きたくても仕事がなく生活に困っておられる市民の方もおられます。この人たちに仕事を譲ってもよいのではないかと市民から相談がありました。

市が募集する臨時雇用や委託について、何らかのルールを決めておいてもよいのではないかと考えます。市の答弁を求めます。

以上、1回目です。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 吉田議員の住宅用火災報知機の設置についてまずお答えさせていただきます。

住宅用火災警報器の設置については、家庭内での火災をいち早くキャッチし、市民の生命、財産を守るため、消防法の改正により義務づけられました。新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年5月31日までに設置することとなりましたが、那賀消防組合管内の普及率が非常に低かったため、市では普及促進を図り、市民一人一人が消防防災の大切さを自覚し、火災からみずからの身を守り、安心して生活できるよう平成21年度に全世帯に1台ずつ無償配布をいたしました。なお、警報器の設置は原則個人で設置いただきましたが、身体の障害や高齢などにより自分で設置できない方には申し出により業者が設置をいたしました。

配布状況については、平成22年3月31日現在で2万3,217台を配布いたしました。また、警報器を既に設置している、防火への無関心などの理由により受け取りを辞退された世帯が621世帯あり、そのほか住所地に居住していない、長期不在などにより約1,100件が未配布となっておりますが、その後広報により警報器設置の啓発を平成22年3月に行い、警報器を受け取っていない方への配布のお知らせを、同年5月と9月に行い、平成23年5月にも再度警報器の設置について広報により啓発をいたしております。

す。平成22年度以降、平成24年4月末まで辞退世帯等からの申請により76台を配布しており、合わせて2万3,293台を配布しており、現時点ではほとんどの世帯に配布できたものと考えております。

次に、「設置の調査」「未設置家庭への対策」についてですが、警報器の設置は消防法に基づき、那賀消防組合の火災予防条例で義務づけをしており、那賀消防組合では訓練や出初め式、火災予防運動などの際、設置の有無等についてアンケート調査を行っております。警報器の設置は1軒に1台以上の設置が必要であり、市としては今回の無償配布を契機に防火意識を高めることを目的に、各家庭で必要な箇所に設置していただきたいと配布したもので、本来、住宅用火災警報器の設置は個人が行うものであるため、配布した警報器が設置されたかの調査は行っておりませんが、警報器の重要性を認識していただき、設置していない御家庭があれば、早急に設置していただくようさらに市の広報等により啓発を行っていく考えでございます。

2つ目の人事評価制度についての御質問についてお答えさせていただきます。

職員が公務員として自己意識の改革と資質の向上に努めるとともに、職務に対する意欲を高めるためには、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握、評価することが重要なことと考えております。職員の能力開発やモチベーションの向上を図るために、平成19年11月、平成20年2月の2回にわたり職員への事前研修を経て、平成20年度から人事評価制度の試行導入をしているところでございます。また、平成23年度からは課長による部下への面談を行い、フィードバックすることで自己啓発意識を高めるよう、人材育成を促進しているところでございます。

議員御指摘の人事評価制度に対する幾つかの問題点があることについては、理解をしております。そういった問題点も考慮した上で、職員の能力開発や人材育成を図るための手段とし、成果だけにとらわれるのではなく、職員の職務遂行能力や勤労意欲を評価するための人事評価制度を目指しておりますので、今後も試行を重ねてさまざまな問題点を洗い出し、職員相互に公正・公平を保てるような制度づくりをしていきたいと考えているところでございます。

3点目の公共施設の施設管理人の雇用等の御質問にもお答えさせていただきます。

臨時・非常勤職員の新規雇用については、原則60歳未満の方を対象としておりますが、地域住民に信頼があり、業務に精通している場合などやまた業務の特殊性をかんがみ、65歳までの雇用を認めており、その間に所管する部課で新たな人を探してもらうこととしております。

公共施設は不特定多数の方が使用する施設でありますので、施設の貸し出しなどの管理業務に加え、建物や設備、機器の保守点検、警備、清掃など施設を維持管理するための広範な管理業務が発生いたします。特に夜間・休日の利用者に対する施設の貸し出しなどの管理業務について職員の対応だけでは困難な場合に、臨時・非常勤職員の雇用や委託により対応しているのが現状でございます。

議員御指摘の若年層への配慮という点につきましては、地域住民に信頼があり、業務に精通しているなど特殊性にかんがみ、高齢者でありましても臨時・非常勤職員として雇用している事例や各部署が受託者である方と個々に協議を行い、委託契約を結んでいる現状があり、やむを得ない場合もございますが、今後、若年層の雇用も配慮しながら年齢要件を見直すなど、臨時・非常勤職員の雇用及び委託のあり方についての検討が必要と考えているところでございます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

5番 吉田隆三郎君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） ありがとうございます。

1件目の住宅用火災警報器ですけれども、この質問をさせていただいたときに市民の方から、特に消防団の方でもつけておられない方があるということがわかったので、これこそが税金の無駄遣いと違うんかという強い御意見がありましたので、取り上げさせていただきました。

今、部長から御答弁いただきまして、2万3,293台が配布されて、購入したのが2万5,363台ですから約1,000台残ってるわけですね。それについて、先ほどもふれられたかもわかりませんが、その活用について今後どうされるのか。当時、2年、3年ぐらい前の購入ですから非常に高かったものが、今ではちょっと安くなってますから、手軽に入りやすい状況ですけれども。市の大きな予算を使って、当時では予算でも3,780万円ほどかけて購入してますからね。1つの無駄もなく市民の方につけていただくということが必要やと思います。

それとつけたかどうかの調査を行っていないということですが、消防庁の調査でも約3割の世帯がつけておられないと。住宅火災による年間の死者がざっと1,000人を超えてる状況なので、警報器があるとないと犠牲者が少なくなる思いから、消防庁が改めて3割の未設置世帯を解消するために、消防庁長官から各知事あてに通達として住宅用警報器を設置するために各自治区や消防団、それから自主防災組織の協力を得ながら設置することをお願いしておる文書が出ておりますので、やはり地元の協力を得ながら、全世帯に設置を促す、また調査をする、そうやって地域ぐるみで火災を予防する取り組みをされたらと思いますので、その点での調査についてはどういうやり方が望ましいかによりますけれども、今言いましたように、消防団とか自治区の役員さんを通じてやろうと思えばできることで、そのこと自身が地元との結びつきになっていくと思います。

それから、設置については障害のある方については業者さんにつけていただいたんですけども、高齢の方でもやはりどこへつけていいかわからない、台所につけられた方がありまして、料理するごとにピーピー鳴ってやかましいんや、どないしたらええんやと言うたら、こんろの真上につけておられたんです。そういう設置のあり方にも問題があるところがありますので、正しく寝室であるとか逃げる場所など適当な場所を指導して、啓発するというのも大事じゃないかと思いますので、その点での取り組みを再度御答弁の中で

述べていただけたらと思います。

2件目の人事評価制度の件についてお伺いいたします。

一定の見直しも必要だろうという御答弁をいただきました。それから、今成果主義という言葉を使うと、なかなかなじみがないわけですが、これはこの制度を導入しているのは日本の事業体や企業で、導入率が1990年代から2002年前後までには全平均の企業、大企業も含めまして全平均で6割、特に大企業では8割を超えて導入されておりました。

しかしながら、2001年から昨年までの変化をみますと、導入率が大きく後退しております。今現在では大企業も入れた全平均でも4割になっていると、減っている状況です。

なぜ、このような原因になったかということで、日本労働研究研修機構の調査によりますと、成果の測定が困難であるというのが80%、評価者により評価のばらつきがある、これが74%、部門間の業績の違いで評価に差が出る52%、このように評価の公平性に問題があるとする声が圧倒的であります。さらにプロセスが重視されない、成果の出ない仕事に取り組もうとしない、これらも4割以上に達している調査が結果として報告されております。

成果を正確に、また公平に測定できないことが問題になっているわけであります。働く側では、一方では若い人たちの多い成果主義への期待も抱きつつも、成果測定の公平性や信憑性に大きな疑問を持っておりまして、それだけでなく、自身の経験や能力も評価してほしいという思いが強く、特に成果には運、不運がつきまとう面を考え、仕事へのプロセスも考慮した公平な制度を望んでいると思うわけであります。

市の職員の職についてみてみますと、異動では同じ部署にかわることのない職員もあります。異動要員と思われるような1年や短年数で異動が行われている職員もおられます。また、女子の昇格が少なく、疑問を感じる面もあります。評価者の私意が関係したと思われる人なども感じられます。成果を常に図られる環境の中で、チームワークも乱れ、悩み事も上司に相談しにくいなど、毎年の異動時期に職員から不満の声を聞いております。

以上のことから、市の人事評価案に成果主義を基本にしている人事評価を大きく見直す必要があると思いますので、これらの成果主義にも一定の問題があると部長も認識されておりますけれども、この評価案に基づいて、さらにこのとおりに進められるのかどうか、再度御答弁願います。

それから、3件目の公共施設の施設管理員の雇用については、一定の御答弁の中で出ておりましたのでこれでいいんですけれども。問題は今の不況のもとで、仕事にありつけない、仕事についてない管理人を真近で見るといったらうらやましい仕事であるという一つのねたみというたかなんですけれど、公平にもっと仕事を分け与えてもいいんじゃないかという思いがあって、この質問をさせていただいたんです。

経験がいる、また地域との深いつながり、コミュニティの関係の深いところで特異な仕事も中にはあろうかと思っておりますけれども、労働環境自体は軽微な仕事が多いと思っておりますの

で、できるだけ若い人にもチャンスを与える、またルールというか取り決めにこれからもお願いしたいと思うわけでありませう。

以上で2回目とします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 吉田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、住宅用火災報知器の把握状況を再度されないかということにつきましてですけれども、先ほども申し上げましたように前回の配布につきましては、消防法の改正による住宅用火災報知器の設置義務のPRということを目的に行ったものでございます。普及率につきましては、毎年、那賀消防組合が調査を行っており、普及率は完全とまでいっておりませんが、把握を行っております。したがって、市としては普及率を高めるための啓発と、それから、先ほど議員おっしゃいました取り付け場所の広報、取り付け方などについてはあらゆる機会を通じまして、関係団体の御協力を得ながら進めていきたいと思っております。

それから、前回配布した中で余っている火災報知器の設置の利用状況なんですけれども、本年度から防災訓練等の参加者にお配りをして、啓発していきたいと考えております。

それから、2点目の人事評価についての再質問でございますけれども、人事評価は先ほども申し上げましたように、職員間に優劣をつけるということが目的ではありません。職員各自が持っている能力を見きわめ、長所短所を発見しながら、職員の能力の底上げを図るためのツールと考えておりますので、人材育成には欠かせない不可欠な制度だと考えております。

先ほど議員おっしゃいましたさまざまな問題点につきましては、本来の目的が職員に目標を与え、モチベーションを高めるということが目的で、その結果、市民サービスを上げていくということが幹になる部分だと考えております。議員おっしゃりましたさまざまな問題点は、非常に大切な問題点であるとは認識しておりますので、100%満足という人事評価は困難と思いますが、問題点を解消しながら精度の高い人事評価制度を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再々質問。

5番 吉田隆三郎君。

○5番（吉田隆三郎君）（質問席） 最後の質問になります。人事評価の件で、田村副市長に御答弁願いたいと思います。

田村副市長にはじめて御指名させていただくんですけど、市長にさせていただいてもいいんですけども、この人事評価案の最終の評価者であります、調整者であります、最高責任者だと思いますので、その立場でこの評価制度についての御質問をさせていただくわけですけれども。

確かに、すべてを私は否定はしてませんが、ただ、この成果主義の中で成果とは何ぞやというはかり知れない物差しがあるわけですが、経営学的な見地からこの企業が導入しているような目的がここにも同じように書かれておるのがなかなか難しい問題であろうかと思えます。

いわゆる今までの国の既存どおりの事業をなし遂げたかという管理だけにとどまらず、これからについてはコストに見合った成果や住民満足度、自治体経営の視点による行財政運営を目指していく上でということで、能力、業績本位の人事管理を行う。ここで、私はこの文書で確かにコストに見合ったというのはわかりやすい、できるだけ経費を少なく住民サービスに十分満足していただくことは当たり前なことなんですけれども、これを評価の点数であらわすときにどういうふうにするかということです。部署、課によって。

そういうコストに見合う成果を職員に求めて、職員もこの案に基づいて自己評価も含めてする場合、職員それぞれみんな物差しが違うんです、じぶんの観点が。そういう恣意的な感情が入る、評価書も同じように恣意的な感情が入る、これは人間ですから仕方ないことなんですけれども、それをあえて取り入れていこうということに大きな問題があること。

それから、住民満足度、これは行政に対する住民満足度というとらまえ方もあります。こうなると市長の市政に対する評価が、もろに住民との関係で出てくることであります。それを職員に求めて、職員がいわゆる市長の代行者としてそれを評価することにもつながるんで、そういう責任的なものを職員に求めて住民の不満足は職員の対応が悪いんやと、仕事ぶりが悪いんやとすりかえられることにもなってけえへんかなという思いがしますので、その点ではちょっとふぐあいな目的じゃないかなと思えます。

それから、先ほど個々の職員を評価するについて職員間の能力の差などをあえて優劣を見きわめるものではないとあるわけですが、結果的にはその評価制度に基づいて人事の処遇に反映していくということをきっちりと書かれてる。その点で、チームワークの乱れというのはそこで出てくるわけです。チームワークとして仕事をしているときに、なかなか積極的にやっていこうとすれば、悪い言い方をすれば足を引っ張る人も出てくるし、一面的な評価でされる人に協力したって、じぶんのものにならんという自己的な考えになってしまう面も出てきますので、これが非常に難しいところだと思います。

だから、企業でも一たんはこれを取り入れたけれども、このやり方では結局チームワークの乱れが大きな現象として出てきたこと、これを教訓にしなければ私はこの評価の制度は今の契約的な見地からいったら少し古い資料を持って、これをまとめられたんじゃないかなと懸念するわけです。紀の川市独自の市民の目線で、市民が本当に満足する、それにこたえるだけの公務員としてのあり方というのは別にあるかと思えますので、その点について田村副市長から、職員に対する処遇について、評価について御答弁願いたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 副市長 田村 武君。

○副市長（田村 武君）（自席） ただいまの御質問のことをございますけれども、先ほど

から総務部長が答弁をさせていただきました。人事評価につきましては、行財政改革を進めていく中で、組織づくりの強化をしていくためにも、職員の能力開発やモチベーション向上を図ることが必要であり、これらはコストに見合った「成果」や「住民満足度」など、「自治体の経営」の視点による行政運営を目指していかなければならないと考えてございます。

ただいまもお話ございましたけれども、住民満足度といいますかそういうものについては、やっぱり市役所に来て、その職員がどういう説明をして、どういう受けとめ方をやっていただいたかと。来ていただいて、なるほど十分満足いくような対応をしていただきましたという皆さんにそういう感覚で来ていただけるようにするものでございますので、おっしゃるような市長の代行的な問題ということではなしに、住民との接し方、そういう部分でございますので、御理解いただきたいなと思います。

また、従来 of 学歴とか職務の経験年数を重視した人事管理から、意識改革を図ることにより、専門的かつ高度な行政ニーズに対応した組織づくりを評価する必要があると考えてございます。そうした中で、行政課題の多様化、あるいは高度化に伴いまして、より専門的な能力を要した職員を養成することが重要であり、能力、適正に応じた人事配置を進めるとともに、職階に応じた能力を身につけることが必要であると同時に人事評価、成果をもとに職員の能力、適性を見きわめることで適正な人事管理を進めていくことが必要で、人事評価制度の導入は組織力の強化につなげていくことになると考えてございます。

また、職場でのいわゆる職階制でございますけれども、例えば係長になればそのほかの課員の指導、あるいは補佐になれば補佐の仕事と職員の指導監督、主幹になれば同様にじぶんの仕事なり、また部下の指導、そういうものに十分配慮した上でやっていただかなければならないということも十分承知をさせていただきますので、そういう点については職階が上がれば上がるほど、なんて言いますか指導力、あるいは仕事上での指導、そういうものにも力点を置いてほしいということを常々申し上げてさせていただきますので、この評価制度を取り入れると同時に、さらにそういう点についても十分配慮してきたいなとこのように考えてございます。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 以上で、吉田隆三郎君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、13番 田代範義君の一般質問を許可します。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） 私も通告に従いまして、2点お伺いをいたします。

まず1点目は、小・中学校の耐震化についてお聞きをいたします。

今現在、市は小・中学校の耐震化を平成27年度に全部終わるということをめどに進めていただいておりますけれども、現在の進ちよく状況はどうなってるのかまずお聞きをいたします。

また、東日本大震災のときに校舎の非構造部材の部分が落ちて、多くの方がけがをされたとの報告があります。この非構造部材の耐震化というものは、天井とか窓ガラスとか壁とかいうんですけども、全国的にいうと平成11年の5月現在では全学校のうちの29.7%しかできていないという形の中で、7割以上はできていないというのが現状でございます。そこで、本市におきましても、今現在、校舎の耐震化を進めておりますけれども、それに合わせて非構造部材の耐震化も進めていくべきではないのかなということでお考えをお聞きいたします。

また、1年前にもお聞きしましたが、避難場所となっている体育館に備蓄の件です。1年前の答弁におきましては、国の動向を見ながら検討していくということでしたけれども、その後、市としてどのような取り組みをされてきたのかをお聞きいたします。

次に2点目につきまして、特定検診についてお聞きいたします。

長期総合計画には、平成24年度には60%の検診率の目標が出されております。もし達成ができなければ、ペナルティがあるとも聞いておりますが、現状と見通し、またこの検診率のアップにつながる対策をどのようにしてるのかお伺いいたします。

また、現在の検診は平日のみ実施をしておりますが、市民の方からお聞きをいたしまして、平日だと受けられないとの話を聞きました。非常に検診率というのにもかかわってきますが、一人でも多くの方に受けていただけるように、日曜日に検診日をつくれぬのかお考えをお聞きいたします。

また、去年まで受けられた胸部レントゲン検診もことしよりなくなりました。なぜなくなったのかお聞きいたします。以前のように、個人病院で受けられるようにしてほしいという声もあるが、できないのでしょうか。

以上です。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（登壇） 田代議員の小・中学校の耐震化について答弁させていただきます。

小・中学校の校舎耐震化の進捗状況につきましては、管内小・中学校の耐震化率、平成24年4月1日現在ですが69.9%、約7割の達成となっております。

校舎耐震化の加速は、東日本大震災以降、特に喫緊の課題となっており、本市におきましても重点施策として取り組んでいるところであります。現在、平成27年度末までの完成を目指しているところですが、計画の前倒しも行いながら目下取り組んでいるところでございます。

次に、非構造部材の耐震化の御質問ですが、議員御質問のとおり東日本大震災では多くの学校において天井材の落下など非構造部材の被害が発生し、人的被害が生じた例があると聞いております。本市におきましては、現在、校舎の倒壊を防ぐための校舎耐震化を進めている最中であり、今後、非構造部材の耐震化につきましても実施していかねばなら

らないと認識しているところでございます。

次に体育館に備蓄をできないかという御質問ですが、現在の体育館の内部に備蓄品を保管するスペースの確保は極めて困難な状況です。文部科学省では、平成24年度から新たに学校施設環境改善交付金事業の中で、新規事業として防災時の強化事業として災害時における児童生徒等のための応急避難場所としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能の強化を図るため、屋外防災施設の事業が追加されております。主に備蓄倉庫や屋外便所等の整備が対象になりますので、今後、関係部局と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 学校施設を避難所としている施設への備蓄及び備蓄倉庫の設置についてお答えさせていただきます。

現在、49カ所ある指定避難所のうち、学校施設は24施設を指定しております。避難者用の災害用物品は施設内に備蓄するか、またスペースがないときは近隣の他の公共施設に備蓄しており、必要に応じ避難所に搬送する計画となっております。学校施設24カ所のうち、施設内に備蓄倉庫を設置している箇所が7カ所、隣接の施設に備蓄している箇所は9カ所あり、残りの8施設が近隣の公共施設から物品を搬送することとしております。それぞれの備蓄場所から避難所への搬送フローを定めていますが、道路や河川が被災し、通行ができない場合を想定し、現在のフローに加え、複数の搬送フローも検討しております。

また、学校施設への設置については体育館だけではなく、他の空きスペースがないか空き教室なども含め、校舎内あるいは学校敷地内で設置することができないか、引き続き協議を行っていきたいと考えております。避難者が少しでも安心できるよう、備蓄物品を有効かつ迅速に配布できるようにすることは重要なことであり、その避難所が備蓄する場所として最適であるかの判断もし、備蓄場所の確保を考えていく必要があると認識いたしております。

また、新設する公共施設への備蓄スペースの確保については、所管部課と協議を進め、事業を施工する際、備蓄倉庫として補助対象となるよう既に計画をいただいている施設もあり、今後も横の連携を取りながら協議を行っていきたいと考えております。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（登壇） それでは、田代議員の特定検診の受診率等についてお答えさせていただきます。

特定検診につきましては、日本人の死因の約3分の2を占める生活習慣病を防ぐために、平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、メタボリックシンドロームに着目した特定検診を国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの方を対象に実施してございます。

受診率につきましては、平成22年度で32.8%、県下では上位から5番目、市では

1番という状況でございます。なお、平成23年度におきましてはほぼ22年度と同じくらいの受診率になるかと思込んでいます。

それから、目標率の設定でございますが、長期基本計画の実施計画、先ほど議員は確か60%とおっしゃったんですけども、基本計画では平成24年度で65%ということで設定してございますので、その点御理解いただきたいと思えます。

そうしたことから、先ほど申しましたとおり、受診状況等を見ますと平成24年度におきます受診率等につきましては、大変厳しい状況であろうかと考えております。ただ、全国的に見ましても、被保険者の5,000人以上の全国平均では32%であり、被保険者5,000人以上の参酌標準、いわゆる65%でございますが、これを達成した保険者はゼロということでございます。被保険者の数の規模が大きくなるほど、検診受診率は低い傾向であり、それが達成できないときにペナルティが課されるということでございます。それにつきましては、現在、国において具体的にどのように実施するかということにつきまして議論されているところでございます。

そうしたことから、市といたしましても少しでも受診率を上げるべく検診の重要性につきまして、いろいろな機会を通して周知するとともに、県、または国保連合会等とも連携いたしましてPR等に努めるとともに、自己負担受診の無料化と再受診の勧奨通知を強化するなど、一層の推進を図っていきたくと考えてございます。

それから、日曜日に検診日、いわゆる一人でも多く受診できるように日曜日に検診日をつくれぬかということでございますが、特定検診につきましては国民健康保険の被保険者を対象として実施してございます。

市民を対象といたしました各種がん検診等につきましては住民検診という形で健康推進課と合同し、市の公共施設等で実施する集団検診と那賀医師会等の協力医で受診していただく個別検診により実施してございます。個別検診につきましては、日ごろかかっている医療機関等で受診することによりまして、じぶんの希望日に受診できるようなこともあり、受診率が高くなっている状況でございます。

議員御質問の日曜検診につきましては、受診率のさらなる取り組みの中で受診機会の拡大として検討していかねばならないことと考えてございます。しかしながら、休日となる日曜日の検診実施となりますと、委託先及び医師、看護師等の確保や費用の加算、実施場所等関係機関とも十分協議し、検討する必要があります。一人でも多くの市民の方に受診していただき、受診率向上という取り組みの中で保健福祉部とも十分協議、検討を行いたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 保健福祉部長 藤戸俊成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、私のほうから田代議員の保健福祉部に係るところの御答弁をさせていただきます。

まず、ただいま市民部長の答弁にもございました特定検診の部分の日曜日に検診日をつ

くれないかという御質問でございますが、御承知のとおり特定検診は以前は基本健診ということでうちで担当してたわけなんです、当時は40歳以上すべての市民の方を対象としておりました。そのために同時に各種のがん検診というのも一緒にやっていたわけで、相乗効果の中で受診者数が多いんでがん検診も受診率が結構いい率であったということがございます。

しかしながら、制度が変わって、国保の方対象だけの特定検診となったということで、ついでに受けとこうかという人がどうしても減ってきたということで、がん検診についても受診率の確保というのがなかなか難しい状況になりつつあります。

そういった中で、ただいま議員御提言いただいた日曜日の検診につきましては、受診機会の拡大を図るという上で今後、検討してかないかなということを感じておりましたところでございますので、ただいま市民部長から答弁がありましたように委託先、あるいは専門職の確保等々、ちょっと調整せないかんところもあるかと思いますが、今後、市民部と連携をとって検討してまいりたいと考えております。

次に、レントゲン検診、要するに胸部検診なんです、今まで個別検診でやったがことしからだめになったが、何とかならんかという御質問でございます。

各種のがん検診につきましては、合併後、市民の皆様にご覧いただきやすいよう市の公共施設で実施する集団検診と協力医療機関で受けていただく個別検診という形で実施してまいりました。

がん検診の中でも肺がん検診につきましては、平成19年から胃がん検診、大腸がん検診とともに、集団検診に加えて那賀の医師会に委託して個別検診を実施してきたところでございます。

しかしながら、その後平成20年3月づけで、国のがん検診の実施のための指針というのが出ました。それによりますと、肺がん検診については胸部エックス線写真は2名以上の医師による二重読影を行うことということで、要するに精度を上げなさいよという指針が出たわけです。ということで、この間、個別検診を行いつつも国の指針に基づく体制を個別検診に導入できないかということで、医師会ともいろいろ話し合っただけです。

しかしながら、結果的に紀の川市には二重読影で検診ができる医療機関が非常に少ない、特に呼吸器系の先生が少ないということで、現状では個別検診の体制を引き続きやっていくのは二重では難しいなという医師会の御意見であります。うちとしてはできれば受けてほしいなということでお願いしてきたんですが、やっぱり先生方も責任の関係でなかなか難しいということで、今後、国の制度に基づいた制度管理となお一層の検診の効果の向上を図るために、やはり今は一たん二重読影のできる集団検診でやって、今後、医師会ともいろいろと連携を取りながら、何とか先生方でも二重読影していただけるようなやり方をしていただけないかということで引き続き協議してまいりたいと思っておりますが、今のところ、一たん集団検診だけにさせていただきたいなということで、ことしから決めさせていただいたところでございますので、どうか御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） 再質問させていただきます。

学校の耐震化のほうなんですけども、先ほど教育部長、平成24年度、新規に制度ができたという話がありましたけれども。そうした中で今までは当然金のかかることやけども考えられなかった中で、新たにそういったことができてきたということで、この平成24年度からそういったものにのっとるんか、それを度外視して違う面で必ずやっていかなあかんのやという、教育部としてはそういった思いがあるのかどうかによってかかってくると思うんですけども。

今いろいろと話を聞くと、私は体育館に設置すべきやと言うてるんですけども、現状いうたら厳しいという面も聞かされてますので、それならば隣なり、空き地をつくって、スペースをつくってそこへ備蓄の施設をつくり、早急に備蓄をすべきではないかなと思うんです。体育館が地域の避難所となっている限りは、やはりそれに対応できるようなことを設置していくのは市の責任だと思うんで、再度、その取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 教育部長 西田好宏君。

○教育部長（西田好宏君）（自席） 田代議員に先ほど答弁させていただきました、平成24年度から始まりました学校施設環境改善交付金事業の中の防災機能強化事業の中には、先ほども説明しましたとおり備蓄倉庫や屋外トイレ等の設置が対象になるということで、今後、関係部と要請に応じて、学校の敷地内へ必要であれば補助事業も活用して対応していけたらなと思っております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問。

13番 田代範義君。

○13番（田代範義君）（質問席） 最後に市長にいたします。

今、教育部長が必要であればと、必要なんですよ。ぜひともつけるべきなんですだと私は思っております。だから必要であればという話でなしに、早急につけるという方向で考えていただけん限りは、進まんのかなと思いますので。市長、この校舎の耐震化、非構造部材のほうにつきましても、今も校舎の耐震化を進めてる中で、やはりこっちのほうにも目を向けて並行して進めていくべきではないかなと思うんですけども。市長として指導力を発揮していただけたらなと思いますので、お考えをお聞きいたします。

そして、検診のほうなんですけども、以前、旧町の場合には日曜日でも検診を行っていた時期がありました。それが市になるとなくなったという中で、市民の声にも日曜日にやってほしいという声非常にあるんです。だから大変だと思うんです。今、各部長の答弁を聞く限りでは、郡の医師会の方向性もあるのでなかなか難しいかもわかりませんが、

やはり検診率アップというものがその人の健康を保っていけるものと思っておりますので、そういったことについて取り組んでいただきたいなと思います。だから、ぜひとも日曜日の検診日をたとえ1日でも設けてもらえるような取り組みをしていただけないのかお伺いをいたします。

そして、レントゲンのほうなんですけども、先ほど部長が、平成20年度から2名で見よということなので、今までは一人でずっと来てたんだろと思うんですけども、それがなかなか難しくなって二人になったということで、医師会のほうも渋ってきたということなんですけども。やはりよく見る医師もいてるそうで、一人で十分だという医師もいてるそうなので、そこらも選択しながら、しっかりと医師会と話をして取り組んでいけるような体制を早急につくっていただけたらなと思いますので、その考えもお伺いをいたします。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 田代議員の御質問、何点かあったと思うんですが。

耐震につきましては、小・中学校、公共施設の耐震につきましては、平成27年度までにやりたいということの中で、非構造部材の耐震化も含めてやっていかないかのちやうかと、私もそれは重々感じておりまして、今調査せよということによっておるところであります。進めをしていきたいなと思っております。

それと特定検診等々についてのお話、検診につきましては、日曜日でもできたらということ、医師会等々の話し合い、また検診率の向上、早期発見等々、それが大きく国保の運営にまで影響してくるという状況の中で、できれば一人でも多くの皆さん方に検診を受けてもらえるような体制づくりというものは、進めていくのが本当であるし、そうしたいと思っております。

ただ、相手のあることといたしますか、市民の皆さん方は幅広くどこでも検診できることはいいんですが、医師会等々との関係もございまして、また個人医ともなりますと、先ほどレントゲンの話もございましたが、今以上の2カ所での診察、1カ所ではだめだということの中で、それでは紀の川市、岩出市も含んで的那賀圏域の中でそれだけの体制が整うてるんかということもございまして、今後の大きな課題としてできるだけ検診を受けてもらいやすいような状況にしていくことを勉強して、進めていくということで御理解をいただきたいなと思います。

それと、備蓄関係につきましては、議員言われております各体育館にということでございますが、災害の状況によってその体育館が適地であるかないかということも考えられるわけでありまして。旧町単位でのいろいろな備蓄の方法、多少違いは出るかも知れませんが、まず旧町単位での備蓄の方法を考え、そしてその体制をきめ細かにやっていける方法を考えていくことぐらいが、今の状況ではなかろうかと思っております。

田代議員の御質問を否定するわけではありませんが、今後そのようなことも検討し、できるだけみんなが安心できるような態勢にしていけたらと思っておりますのでございます。

○議長（西川泰弘君） 以上で、田代範義君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会し、あす8日午前9時30分から再開したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（西川泰弘君） 異議なしと認めます。

したがって本日はこれにて延会することに決しました。
本日はこれにて延会いたします。
御苦労さんでした。

（延会 午後 1時57分）